マイナンバー 共通番号制の対策相談は民商へ

税や社会保障の個人情報を国がまとめて管理するマイナンバー制度。事業者には一方的に負担と責任が押し付けられます。ひとりで悩まず民商と一緒に問題と対策を考えましょう。

Q1 いつから？どうなる？

A 来年1月スタート、すすむ国民管理

2015年10月 個人番号（12桁）が簡易書留で送付
※番号カード取得の申請書同封
（あくまで任意）
法人番号（13桁）の通知

2016年1月 利用スタート
確定申告書、源泉徴収票、支払調書などへの番号記載（※16年分から）
雇用保険・健保・年金等届出書への番号記載

2017年1月 国税と地方税の連結・ネットワーク化

個人情報 まるはだか

2018年？？ 銀行の新規口座に番号記載
特定健診などの情報も統合

ゆくゆくは… 戸籍、免許証、保険証、パスポート、病院のカルテ、クレジットカードなどにも…

本当のねらいは
- **徴収強化と福祉削減**
- **国民の監視と選別**
- **個人情報を企業利益に利用**

Q2 中小業者に何が求められるの？

A 大変な実務と管理。重い罰則も

事業主は従業員やその家族、支払先からも個人番号を聞く義務を負い、さらに厳格な番号管理を要求されます。もし個人番号が漏洩した場合は、刑事罰・罰金まで課せられます。中小業者にとって義務と自己負担ばかりが増えて大迷惑です。

Q3 番号は絶対書かないといけないの？

A 記載がなくても受理されます。

内閣府や国税庁は「番号の記載がなくても書類を受理する」「記載がなくても罰則はない」と回答しています。また、従業員は事業主に番号を伝える義務は課せられていません。

Q4 安全対策は大丈夫？

A なりすまし犯罪、情報流出は防げません。

アメリカや韓国では情報流出や犯罪が大問題になり、法改正して番号の利用を限定。イギリスは制度を４年で廃止しました。

個人番号は一度漏れたら取り返しのつかない被害を招く可能性があります。

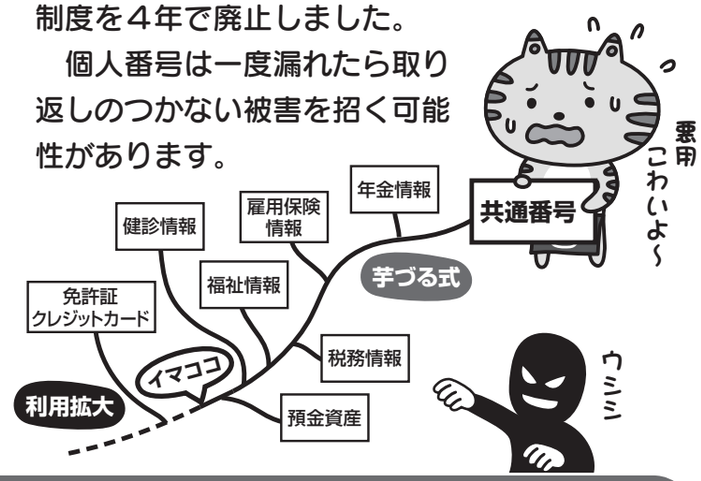

マイナンバー（共通番号）はプライバシーと財産権の侵害です。
延期・中止させるため声を上げましょう！

中小業者のなんでも相談

ケータイでもOK!

0120-22-0000

詳しくはwebで 民商おおさか 検索　ツイッター：@daishoren

●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円